

香川県庁ホール使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第8号

香川県庁ホール使用規則の一部を改正する規則
香川県庁ホール使用規則（昭和33年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
単 位	冷暖房使用料		電気特別使用料		単 位	冷暖房使用料		電気特別使用料	
	冷房を使用する場合	暖房を使用する場合	スポットライトを使用する場合	ボーダーライトを使用する場合		冷房を使用する場合	暖房を使用する場合	スポットライトを使用する場合	ボーダーライトを使用する場合
午前8時30分から午後5時まで	円 <u>13,360</u>	円 <u>13,360</u>	略		午前8時30分から午後5時まで	円 <u>13,000</u>	円 <u>13,000</u>	略	
午前8時30分から正午まで	<u>6,680</u>	<u>6,680</u>			午前8時30分から正午まで	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>		
午後1時から午後5時まで	<u>6,680</u>	<u>6,680</u>			午後1時から午後5時まで	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>		

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。